

司法書士

初級知識を最大限に活かす！
2年目合格必勝法

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 251397

SU25139

初級知識を最大限に活かす！ 2年目合格必勝法

担当 LEC専任講師 赤松直哉

1 本試験の出題形式等

(1) 出題形式

(午前択一式)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
組合せ	31	35	34	34	33	35
単純正誤	4	0	1	1	2	0
個数算定	0	0	0	0	0	0

(午後択一式)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
組合せ	35	33	34	35	35	35
単純正誤	0	2	1	0	0	0
個数算定	0	0	0	0	0	0

(2) 正解率

Aランクは、ほぼ取っていく必要がある最終的には、この部分をどれだけ取れるかが勝負の分かれ目

■ 平均的正答率（大雑把な目安です）

100%～60%	Aランク問題	例年	24問前後／35問
59%～40%	Bランク問題	例年	8問前後／35問
39%～0%	Cランク問題	例年	3問前後／35問

2 これまでの学習経験を生かそう！

(1) 1年目と2年目の違い(その1) 真の実力が付くのはこれから！

1年目

初めての知識が次から次へと出てくるので、目の前のことについていくのが精一杯

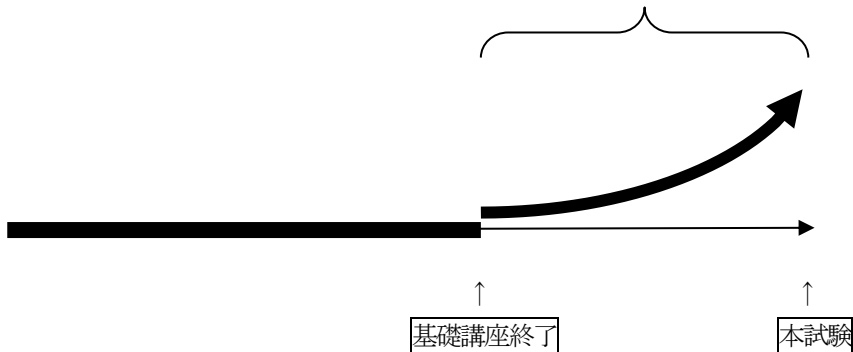


本格的に復習に専念できるのは基礎講座が終了してから



実はこの時期がもっとも「力が伸びる時期」

(1年目で合格する人は、この時期をうまく過ごした人)



2年目

出てくる知識は一度やったことがある知識



1年目よりも、はるかに余裕をもって勉強に入っていくことができる

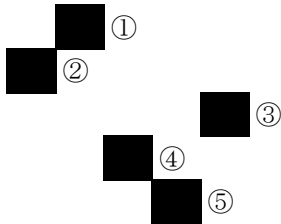


また、2年目は上図の「力が伸びる時期」に初めから突入できるので、
飛躍的な効果が期待できる

(2) 1年目と2年目の違い(その2) 2年目はパズルを組み立てる時だ！

1年目

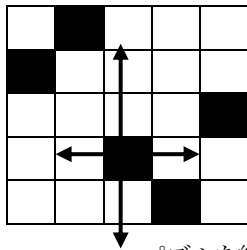
初級講座を終えた段階 = 知識が断片的



例えるならば、1年目はジグソーパズルのピースを手に入れた段階

2年目

2年目 = 知識が横断的なものに作り上げられていく



パズルを組み立てて、絵を完成させていく

2年目はピースを組み合わせて、パズルを完成させるとき！

1年目と同じようにピースの収集段階で終わってしまってはダメ！

③ 2年目を充実させるためには

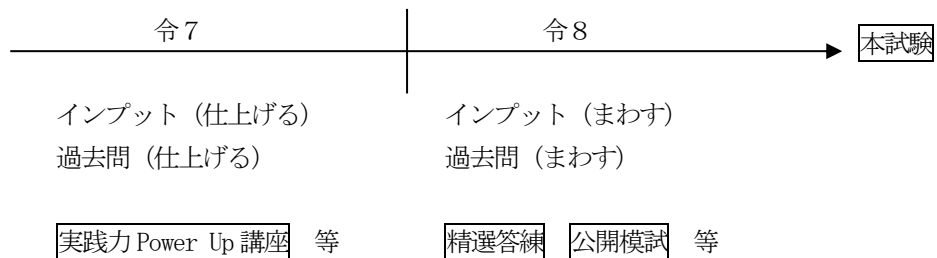
(1) 目標を数値設定すること

- ① 今日がんばるぞ! → ×
 ② 今日テキストを30ページ読むぞ! → ○

①のような抽象的な目標の立て方だと、それが達成できているかどうかわからない

②のように数値で目標を立てれば、それが達成できたかどうかを判断できる

(2) 本試験までを見渡し、学習のバランスをよく考えること



年内に取り組むべきこと
 ・インプットを仕上げる
 ・過去問を仕上げる



年明けは「年内」に仕上げたものをスピーディーに繰り返し復習する時期

「年内」にその土台を作り上げておくことが必要

(3) スケジュール立て

- ① とにかく「主要4科目」の「インプット」を、年内に完成させる
(※「マイナー科目」のインプットは年明けでも間に合う)

(例) 8月から勉強を再開する場合、年内は約30日×5か月＝「150日」

主要4科目のテキストを日数で日割計算

↓

1日あたりのページ数 (多めの設定がお勧め) を決めて、スケジュールどおり進める

↓

土日等を予備日として空けておくこと (独学の場合)

あるいは、各月の4週目を予備週として空けておく

- ② とにかく「主要4科目」の「過去問」を、年内に一通りマスターしておく

(例) 勉強時間が比較的取れる人 → 過去20年間分程度 (会社法は平成18年以降)

勉強時間があまり取れない人 → 過去10年間分

↓

1日あたりのページ数 (多めの設定がお勧め) を決めて、スケジュールどおり進める

↓

土日等を予備日として空けておく (独学の場合)

あるいは、各月の4週目を予備週として空けておく

- ③ わからない論点

→ ①②とも、わからない論点で考え込み過ぎず、付箋を付ける等して、スケジュールどおりにどんどん学習を進めていくこと

- ④ 年明けは「過去問」を最大6回転・最小3回転を目標にがんばる

→ 時間が取れる方は、並行してインプットも!

→ 時間が取れない方は、過去問 (アウトプット) 中心がお勧め!

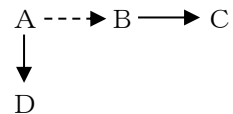
(→ わからなかった時にインプット教材に戻る方法)

4 過去問活用法

→ 問題文のキーワードに下線を引く方法がおすすめ！

(例) 27-5-7

A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、AがDに対して甲建物を譲渡した場合には、Cは、AB間の売買契約が仮装のものであることを知らなかったときであっても、BからCへの所有権の移転の登記をしなければ、Dに対し、甲建物の所有権を主張することができない。



→ 適宜、問題近辺に図を書き込んでおくのもよい

→ 以上のような書き込みがされていると2回目以降に回すときに、普通の問題として使えないのではないか？ という疑問もあるかもしれませんが、それでいいのです！
過去問の2回目以降は「解く」のではなく、「論点を確認する！」のです！

→ 過去問学習を通じて、次の2点を学ぶことが重要！

- ① 各肢の「キーワード」(又はポイント)はどこか？
- ② 各肢で問われている「論点」(又は趣旨)は何か？

5 知識の正確性

(Aパターン) 誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア ○ … ?

イ × … ?

ウ × … 99%の自信で×

エ ○ … 99%の自信で○

オ ○ … ?

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

(Bパターン) 誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア ○ … 50%位の自信で×だと思う

イ × … 60%位の自信で○だと思う

ウ × … 50%位の自信で×だと思う

エ ○ … 60%位の自信で○だと思う

オ ○ … 50%位の自信で○だと思う

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

A → 勉強の範囲は絞りこんでいるが、自分が勉強したことは確実に覚えている

B → いろいろなことを勉強はしているものの、その反面うろ覚えになっている

また、重要度の高い論点と低い論点がごちゃ混ぜになっていて、メリハリが付いていない

問題を解くのに大切なことは「知識の広さ」ではなく「知識の正確性」!

A 知識が正確

→ 軸足となる肢を迅速かつ的確に判断でき、2つ3つの肢で解答できる。

特に、「午後科目」で求められる対応である。

B 知識が不正確

→ 上記のような解き方・対応が出来ない。

(例) 令和6年度 午後第18問 正答率 66.5%

第18問 登記名義人の名称又は住所の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 所有権の登記名義人が地上権の設定の登記の抹消の申請をする場合において、住所の変更により当該所有権の登記名義人の現在の住所と登記記録上の住所とが異なるときは、当該申請をする前提として、当該所有権の登記名義人の住所の変更の登記を申請しなければならない。

イ 仮差押えの登記がされた不動産について、当該仮差押えが本執行に移行してされる強制競売の申立てがされる前に仮差押債権者であるAの住所の変更があった場合には、Aは、当該不動産の仮差押債権者の住所の変更の登記を申請することができる。

ウ 甲不動産の所有権の登記名義人である特例有限会社が株式会社へ移行した場合には、甲不動産についてする所有権の登記名義人の名称の変更の登記の登記原因は、組織変更である。

エ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、AがBに対して甲土地の所有権移転登記手続をする旨の和解調書の正本を提供して、AからBへの所有権の移転の登記の申請をする場合において、住所の変更によりAの現在の住所と登記記録上の住所とが異なるときであっても、当該和解調書の当事者の表示にAの変更後の住所と登記記録上の住所とが併記されているときは、Bは、当該申請をする前提として、Aの住所の変更の登記を申請することを要しない。

オ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aの破産管財人Bが甲土地を任意売却し、所有権の移転の登記を申請する場合において、住所の変更によりAの現在の住所と登記記録上の住所とが異なるときは、Bは、当該申請をする前提として、Aの住所の変更の登記を申請しなければならない。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

6 「実践力 Power Up 講座」の特徴

(1) メインテキスト

- 明確なランク分け
 - ・ Aランク論点 → マーキング
 - ・ Bランク論点 → ○印
 - ・ Cランク論点 → カットの斜線

(2) 過去問レジュメ

- メインテキストにリンクした肢別過去問（後掲サンプルを参照）

実践力 PowerUp 講座 「択一編」テキスト サンプル

第2節 株主総会以外の機関の設置

一 必須機関（取締役）

株式会社には、1人又は2人以上の取締役を置かなければならない（会326 I）。

二 任意機関（取締役会等）

株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる（会326 II）。



ワンポイント解説

機関の設置が会社法 327 条・328 条により強制されるものであっても、当該機関を設置する旨の定款の定めをしなければ、当該機関を設置することはできず、その選任をすることもできない（会 326 II）。

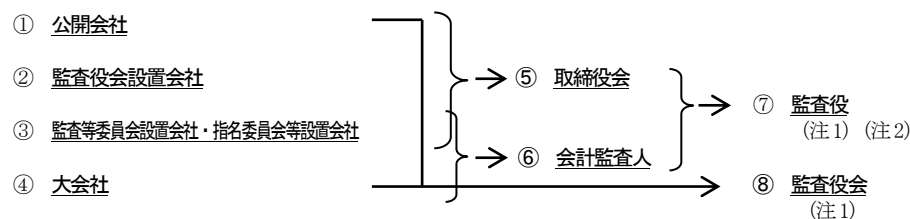
逆に取締役会設置が強制されている株式会社は、定款に定めがなくても、取締役会設置会社には該当する。

三 取締役会の設置義務等

株主総会と取締役以外の機関は原則として任意機関であるが、一定の場合に一定の機関の設置が義務づけられる場合がある（会327・328）。

また、取締役会設置会社においては、取締役の員数は3人以上であることを要する（会 331 V）。この制限を守る限り、定款をもってその最高・最低員数を定めてもよい。

■ 機関の設置義務の関係



(注1) 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社には、監査役(会)を置くことはできない（会 327 IV）。

(注2) 取締役会設置会社であっても、非公開会社である会計参与設置会社については、監査役を置く必要はない（会 327 II 但書）。

■ 株式会社の機関設計

	機関名	任意機関について設置義務が発生する場合
必須機関	株主総会	
	取締役	
任意機関	取締役会	① <u>公開会社</u> ② <u>監査役会設置会社</u> ③ <u>監査等委員会設置会社</u> ④ <u>指名委員会等設置会社</u> (会 327 I)
	監査役 (注 1)	① <u>取締役会設置会社 (監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)</u> (会 327 II 本文) (注 2) ② <u>会計監査人設置会社 (監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)</u> (会 327 III)
	監査役会 (注 1)	① <u>公開会社である大会社 (監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)</u> (会 328 I) [28-30-I]
	会計 監査人	① <u>監査等委員会設置会社</u> (会 327 V) ② <u>指名委員会等設置会社</u> (会 327 V) [28-30-I] ③ <u>大会社</u> (会 328 I II)
	会計参与	
	監査等委員会	
	指名委員会等 (注 3)	

(注 1) 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない (会 327 IV)。

(注 2) 取締役会設置会社 (監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)であっても、非公開会社である会計参与設置会社については、監査役を置く必要はない (会 327 II 但書)。

(注 3) 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない (会 327 VI)。

■ 関連知識 ■

事業年度末日において大会社に該当するか否かを判断し、当該事業年度に係る定時株主総会において、大会社になる。 [28-30-7]

非公開会社で大会社は取締役会を置かなくてもよい。 [28-30-7]

実践力 PowerUp 講座 **過去問レジュメ** サンプル

P28

【株式会社の機関設計】

A□ 株式会社には、取締役を必ず置かなければならない。○ [司 19-41-1]

そのとおり

A□ 会社法上の公開会社には、取締役会を必ず置かなければならない。○ [司 19-41-2]

そのとおり

A□ 取締役会を置いた場合には、監査役、監査等委員会又は指名委員会等のいずれかを必ず置かなければならない。× [司 19-41-3]

取締役会を置いても、監査等委員会又は指名委員会等を置くことを要しない
また、取締役会を置いても、非公開会社である会計参与設置会社であれば、監査役を置くことを要しない

A□ 取締役会を置かない場合には、監査役会及び監査等委員会又は指名委員会等のいずれも置くことができない。○ [司 19-41-4]

そのとおり

A□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

監査役会設置会社は、取締役会を置かなければならない。○ [司 22-41-7]

そのとおり

A□ 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない会計監査人設置会社は、監査役を置くことを要しないが、定款の定めによって、監査役を置くことができる。× [司 21-44-エ]

会計監査人設置会社 → 「監査役」を置かなければならない

□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

会計監査人設置会社は、当該会計監査人設置会社が監査等委員会又は指名委員会等設置会社である場合を除き、監査役会を置かなければならない。× [司 22-41-イ]

会計監査人設置会社 → 「監査役」を置かなければならない

□ 会社法上の公開会社であり、かつ、大会社である会計参与設置会社は、監査役会を置かなければならない。× [28-30-エ]

ひっかけ その会社が指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社の場合は、監査役会を置くことができない

A□ 会社法上の公開会社でない大会社は、監査役会を置くことを要しないが、定款の定めによって、監査役会を置くことができる。○ [司 21-44-ア]

そのとおり

A□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

会社法上の公開会社である大会社は、取締役会を置かなければならず、かつ、当該大会社が監査等委員会又は指名委員会等設置会社である場合を除き、監査役会も置かなければならない。○ [司 22-41-エ]

そのとおり

A□ 大会社でない指名委員会等設置会社は、 会計監査人を置かないことができる。× [28-30-イ]
指名委員会等設置会社 → 会計監査人の設置義務あり

A□ 大会社には、会計監査人を必ず置かなければならない。○ [司 19-41-5]
大会社 → 会計監査人の設置義務あり

□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して
会社法上の公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。○ [司 22-41-ウ]
大会社 → 会計監査人の設置義務あり

□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して
監査等委員会又は指名委員会等設置会社は、大会社であることを要しないが、会社法上の公開会社でなければならない。× [司 22-41-オ]
大会社であることも要しないし、公開会社であることも要しない

A□ 大会社でない株式会社が事業年度の途中において募集株式を発行したことによって資本金の額が5億円以上となった場合には、当該株式会社は、 資本金の額が5億円以上となった時から大会社となる。。× [28-30-ア]
資本金の額が5億円以上計上された貸借対照表が定時株主総会で承認された時から大会社となる

A□ 会社法上の 公開会社でない大会社は、 取締役会を置かなければならない。× [28-30-ウ]
公開会社でない → 取締役会の設置義務なし

実践力 PowerUp 講座 **確認テスト** サンプル

確認テスト

【令和〇年〇月〇日実施】

以下の問いに「○」か「×」で解答せよ。

- 01 会社法上の**公開会社でない取締役会設置会社**が募集株式を発行する場合には、**株主に株式の割当てを受ける権利**を与えるときであつて、かつ、**定款に決定機関を取締役会とする定めがあるときを除き**、**株主総会の特別決議**を要する。 [司 19-39-ア]
- 02 会社法上の**公開会社**における募集株式の発行に関して
会社が**譲渡制限株式会社**である募集株式の引受けの申込みをした者の中から当該募集株式の**割当てを受ける者を定める場合**には、その決定は、**取締役会の決議によらなければならない**。 [25-28-ウ]
(中 略)
- 07 会社法上の**公開会社でない取締役会設置会社**における**株主総会の招集**に関して
取締役は、株主総会に出席しない株主が**書面によって議決権を行使**することができる旨を定めた場合においては、株主総会の招集の通知（電磁的方法による通知を除く。）に際して、株主に対し、**株主総会参考書類**及び**議決権行使書面**を**交付しなければならない**（なお、電子提供措置については考慮しない）。 [25-30-エ]
- 08 **株式会社（清算株式会社を除く。）の機関**に関して
会社法上の公開会社である大会社は、取締役会を置かなければならず、かつ、当該大会社が**監査等委員会又は指名委員会等設置会社**である場合を除き、**監査役会**も置かなければならない。 [司 22-41-エ]
- 09 **累積投票によって選任された取締役の解任**及び**監査役**の**解任**を株主総会の決議によって行う場合には、いずれも**特別決議**によって行う。 [19-31-イ]
- 10 **監査役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）**に関して
甲社の取締役は、**監査役**の**解任**を株主総会の目的とする場合には、**監査役会の同意**を得なければならない。 [21-29-イ]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

氏名		得点	
----	--	----	--

実践力 PowerUp 講座 「択一編」テキスト 記述コーナー サンプル

記述コーナー

【設例7】

⇒ Link 第14講


- 1 甲土地の所有者はAであったが、令和5年4月1日、Aは死亡し、相続人はBである。
- 2 令和6年4月1日、Bは死亡し、相続人はCD（相続分は均一）である。
- 3 所有権移転の登記の申請書を記載しなさい。

【添付情報一覧】 ア登記原因証明情報 イ登記識別情報 ウ印鑑証明書 エ住所証明情報

問 申請書

登記の目的	<input type="text"/>	
申請事項等	登記原因及びその日付	<input type="text"/>
	上記以外の申請事項等	<input type="text"/>
		<input type="text"/>
添付情報		
登録免許税		

赤松式「10分実践雛形トレーニング」100題 **テキスト** サンプル

 雛トレ No. 075	根抵当権変更 根抵当権の三要素の変更			
	トレーニング日	月 日	月 日	月 日
	トレーニング成果			

問 下記の【事実関係】等に基づいて、登記の【申請情報】を解答しなさい。

【事実関係】

- 1 株式会社Aの役員は、(代表)取締役Dの1名のみである。
- 2 株式会社Bの役員は、(代表)取締役Dの1名のみである。
- 3 株式会社Cの役員は、(代表)取締役Dの1名のみである。
- 4 その他、別紙1及び別紙2に現れているとおりである。
- 5 甲土地及び乙建物は、同一の地方法務局の管轄に属している。

☞ 添付情報は、解答を要しないが、「承諾証明情報」のみ具体的に誰のものを提供することになるのか「承諾証明情報(何某)」の要領で記載しなさい。

【甲土地の登記記録】(抜粋)

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	令和2年8月7日 第887号	原因 令和2年8月7日売買 所有者 【住所省略】 株式会社B 【法人識別事項省略】

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	令和2年8月7日 第888号	原因 令和2年8月7日設定 極度額 金5000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 【住所省略】 株式会社B 根抵当権者 【住所省略】 株式会社X銀行

【乙建物の登記記録】(抜粋)

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和8年6月15日 第666号	所有者 【住所省略】 株式会社A 【法人識別事項省略】

別紙1

根抵当権変更契約書		令和8年6月27日
【関係当事者全員が適式に署名し、押印しているものとする。】		
<p>根抵当権者株式会社X銀行と所有者（根抵当権設定者）株式会社Bとは、下記不動産の1番根抵当権（令和2年8月7日〇〇地方務局受付第888号）について、次のとおり債務者を変更する契約を締結した。</p>		
変更前 債務者	【住所省略】	株式会社B
変更後 債務者	【住所省略】	株式会社C
(中 略)		
<p>不動産の表示</p> <p style="text-align: center;">【不動産の表示として、甲土地が記載されているものとする。】</p>		

別紙2

根抵当権追加設定契約書		令和8年6月27日
【関係当事者全員が適式に署名し、押印しているものとする。】		
<p>根抵当権者株式会社X銀行と所有者（根抵当権設定者）株式会社Aとは、下記既登記物件の1番根抵当権（令和2年8月7日〇〇地方務局受付第888号）の追加担保として、下記追加物件について、次のとおり共同根抵当権を設定する契約を締結した。</p>		
1 極度額	金 5000 万円	
2 債権の範囲	銀行取引 手形債権 小切手債権	
3 元本確定期日	定めない	
4 債務者	【住所省略】	株式会社C
(中 略)		
<p>既登記物件の表示</p> <p style="text-align: center;">【不動産の表示として、甲土地が記載されているものとする。】</p>		
<p>追加物件の表示</p> <p style="text-align: center;">【不動産の表示として、乙建物が記載されているものとする。】</p>		

答 【申請情報】 1 件目

… 雛形 No. 143

登記の目的	1 番根抵当権変更	
申請事項等	登記原因及びその日付	令和 8 年 6 月 27 日変更
	上記以外の申請事項等	変更後の事項 債務者 株式会社 C 権利者 株式会社 X 銀行 義務者 株式会社 B
添付情報	承諾証明情報 (株式会社 B) … 200	
登録免許税	金 1000 円	

【申請情報】 2 件目

… 雛形 No. 136

登記の目的	共同根抵当権設定 (追加)	
申請事項等	登記原因及びその日付	令和 8 年 6 月 27 日設定
	上記以外の申請事項等	極度額 金 5000 万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 株式会社 C 根抵当権者 株式会社 X 銀行 設定者 株式会社 A
添付情報	承諾証明情報 (株式会社 A) … 201	
登録免許税	金 1500 円 (登録免許税法第 13 条第 2 項)	

＝ 赤松講師のセレクト重要論点 ＝

- 200 令和 8 年 6 月 27 日に、株式会社 X 銀行と株式会社 B との間で、株式会社 B が所有する不動産に設定された根抵当権につき、債務者を株式会社 B から株式会社 C に変更する契約が締結されているが、株式会社 C の代表取締役 D が株式会社 B の取締役であることから、当該契約は、株式会社 B にとって利益相反取引に該当する。
- 201 令和 8 年 6 月 27 日に、株式会社 X 銀行と株式会社 A との間で、株式会社 A が所有する不動産に対し、債務者を株式会社 C とする共同根抵当権追加設定契約が締結されているが、株式会社 C の代表取締役 D が株式会社 A の取締役であることから、当該契約は、株式会社 A にとって利益相反取引に該当する。

＝ 赤松講師のセレクト関連雛形 ＝

	雛形 No. 144 極度額の変更	雛形 No. 145 債権の範囲の変更	雛形 No. 143 債務者の変更
登記の目的	何番根抵当権変更 (注1)		
原因	年月日変更 (注2) (注3)		
登記事項	変更後の事項 極度額 金何円	変更後の事項 債権の範囲 ○○	変更後の事項 債務者 何某
権利者	根抵当権者 or 設定者 (注4)		
義務者	設定者 or 根抵当権者 (注4)		
利害関係人の承諾書 (効力要件)	○	×	×
登録免許税	原則：不動産1個につき 金1000円 (注5) 例外：極度額の増額変更の場合は、増加した極度額 × 4/1000		
登記の実行	付記登記		

(注1) 共同根抵当権の場合は、「何番共同根抵当権変更」と記載する。

(注2) 共同根抵当権の場合に、各不動産ごとに登記原因の日付が異なる場合でも、同一の申請情報で申請することができる (昭46.10.4民甲3230号)。

(注3) 債務者の表示が変更した場合は、「年月日住所移転」「年月日氏名変更」「年月日住居表示実施」「年月日日本店移転」「年月日商号変更」等のように記載する。

(注4) 減額変更又は縮減の変更の場合は、権利者は設定者、義務者は根抵当権者となる。

【図表】 変更の態様 (債権の範囲の変更、債務者の変更)

	具体例	権利者
交替の変更	「A」→「B」、 「A」→「BC」、 「AB」→「C」	根抵当権者
追加の変更	「A」→「AB」	根抵当権者
縮減の変更	「AB」→「A」	設定者

(応用例) ex1. 「電気製品売買取引」 → 「売買取引」 = 追加の変更

ex2. 「銀行取引」 → 「当座貸越取引」 = 縮減の変更

(注5) 住居表示実施により債務者の住所が変更した場合には、登録免許税法第5条第4号により、非課税証明書を添付した場合に限り非課税となる。


＝ 赤松講師のブラッシュアップ講義 ＝

根抵当権の極度額・債権の範囲・債務者・確定期日の変更については、次の【図表】で各制度を比較しながらマスターしましょう。

【図表】 極度額・債権の範囲・債務者・確定期日の変更

	極度額の変更 (民398条の5)	債権の範囲の変更 (民398条の4)	債務者の変更 (民398条の4)	確定期日の変更 (民398条の6)
変更契約の 当事者	根抵当権者と根抵当権設定者			
変更可能 時期	元本確定前後	元本確定前のみ (注1)	元本確定前のみ (注1)	元本確定前のみ (注2)
利害関係人の 承諾	必要(効力要件) (注3)	不要	不要	不要
共同根抵当権 の場合	すべての不動産について「極度額」「債権の範囲」「債務者」の変更の登記をしなければ、その効力を生じない(民398条の17 1項)。(注4)			左の制限なし
根抵当権で担 保される債権	(a) 債権の範囲の変更 → 新たな債権の範囲に属する債権は、次のいずれも担保される。 ① 債権の範囲の変更前に発生した債権 ② 債権の範囲の変更後に発生した債権 (b) 債務者の変更 → 新たな債務者に対する債権は、次のいずれも担保される。 ① 債務者の変更前に発生した債権 ② 債務者の変更後に発生した債権			

<p>(注1) 元本確定前に債権の範囲(又は債務者)の変更の合意がなされても、元本確定前にその登記をしなければ、その変更をしなかったものとみなされる(民398条の4 3項)。</p> <p>(注2) 元本確定前に確定期日の変更の合意がなされても、従前の確定期日到来前にその登記をしなければ、その従前の確定期日において元本は確定する(民398条の6 4項)。</p> <p>なお、確定期日は、その新設又は変更の日から5年以内でなければならない(民398条の6 3項)。</p> <p>(注3) 増額変更 → 後順位担保権者、不動産の差押債権者等 減額変更 → 転抵当権者、被担保債権の差押債権者等</p> <p>(注4) 共同根抵当権の場合に、すべての不動産について登記をすることが効力要件であるもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「全部譲渡」「分割譲渡」「一部譲渡」の3つの譲渡 「極度額」「債権の範囲」「債務者」の三要素の変更</p> </div>
--

 難トレ No. 050	役員の退任の登記（死亡）				
	トレーニング日	月 日	月 日	月 日	月 日
	トレーニング成果				

☞ 「公開会社」「取締役会設置会社」「監査役設置会社」とする。

問 下記に提示された書面及び司法書士の聴取記録等に基づいて、登記の【申請書】を解答しなさい。その他、各問が示されている場合は、これに答えなさい。

問1 【司法書士の聴取記録等】（その1）の場合、【申請書】を記載しなさい。

問2 【司法書士の聴取記録等】（その2）の場合、【申請書】を記載しなさい。

問3 以下の①～③は「死亡を証する書面」とすることができるか？「可」「不可」で答えなさい。

- ① 「親族の作成にかかる死亡届」
- ② 「法定相続情報一覧図の写し」
- ③ 「死亡の事実が記載された株主総会議事録」

☞ 問1から問3は相互に関係はない。

【申請会社の登記記録の抜粋】

商号	株式会社とうきょう商事	
本店	東京都千代田区内幸町三丁目4番5号	
資本金の額	金1000万円	
役員に関する事項	取締役 A	令和7年6月20日重任
	取締役 B	令和7年6月20日重任
	取締役 C	令和7年6月20日重任
	取締役 D	令和7年6月20日重任
	東京都渋谷区渋谷五丁目6番7号 代表取締役 A	令和7年6月20日重任
	東京都新宿区新宿八丁目9番10号 代表取締役 B	令和7年6月20日重任
	監査役 K	令和7年6月20日重任

【司法書士の聴取記録等】（その1）

1 令和8年6月30日、取締役Dは死亡した。

【司法書士の聴取記録等】（その2）

1 令和8年6月30日、取締役Bは死亡した。

答1 【申請書】

… 雛形 No.056

【登記の事由】 取締役の変更
【登記すべき事項】 令和8年6月30日取締役D死亡
【登録免許税額】 金1万円（カ）
【添付書面の名称及び通数】 死亡を証する書面 1通 委任状 1通

答2 【申請書】

… 雛形 No.057

【登記の事由】 取締役及び代表取締役の変更
【登記すべき事項】 令和8年6月30日代表取締役である取締役B死亡 … 126
【登録免許税額】 金1万円（カ）
【添付書面の名称及び通数】 死亡を証する書面 1通 委任状 1通

= 赤松講師のセレクト重要論点 =


126 代表取締役についても「年月日退任」ではなく、「年月日死亡」が原因年月日となる。

答3 ① 可(注1)、② 可(注2)、③ 不可(注3)

(注1) ① 死亡を証する書面は、「親族の作成にかかる死亡届」でも差し支えない。

(注2) ② 「法定相続情報一覧図の写し」については、商業法人登記申請の添付書面のうち、役員等の死亡を証する書面として取り扱うことができる（平29.5.18民商84号）。

(注3) ③ 死亡の事実が株主総会議事録等から判明する場合でも、株主総会議事録の記載を援用することはできない（登研303号72頁）。

 雑トレ No. 068-1	社外取締役又は社外監査役の要件				
	トレーニング日	月 日	月 日	月 日	月 日
	トレーニング成果				

問 下記の各問に答えなさい（今回は【申請書】の作成はありません）。

なお、会社法上「親会社等」又は「子会社等」とされている部分について、より容易な整理を行うため、単に「親会社」又は「子会社」としている。

問0 「業務執行取締役等」とは何か、答えなさい。

問1 社外取締役の過去要件について、答えなさい。

① 原則的な過去要件として、どのような地位であったことがないことが求められるか。

→ 過去10年間、その会社又は子会社の「」であったことがないこと

② 次に、過去10年間、その会社又は子会社の「非業務執行取締役等（ここでは「取締役」「会計参与」「監査役」（業務執行取締役等を除く。）を指す。）であったことがある者については、どのような地位であったことがないことが求められるか。

→ その非業務執行取締役等への「就任時」から遡って、過去10年間、その会社又は子会社の「」であったことがないこと

問2 社外取締役の「親会社関係者」要件について、答えなさい。

問3 社外取締役の「兄弟会社関係者」要件について、答えなさい。なお、「兄弟会社」とは、親会社の子会社を指す。

問4 社外取締役の「近親者」要件について、答えなさい。

答0 「業務執行取締役」「執行役」「支配人」「その他の使用人」(会2条15号イ)

以下、「業」の「ぎ」と「執」「支」「使」の「し」が3つで、「**ぎしさん**」(技師さん)と呼ぶ。

答1 ① **過去10年間**、その会社又は子会社の「**ぎしさん**」であったことがないこと(会2条15号イ)

うちの会社では、技師さん(技術者)がたくさん必要なんだよ。
過去10年の間に、うちの会社で「**ぎしさん**」として働いてくれた人は、身内のようなものだよ。

② その非業務執行取締役等への「就任時」から遡って、**過去10年間**、その会社又は子会社の「**ぎしさん**」であったことがないこと(会2条15号ロ)

過去10年の間に、「**ぎしさん以外**」として働いてくれた人も、**その就任前過去10年の間に、うちの会社で「ぎしさん**」として働いてくれた人は、やっぱり身内のようなものだよ。

答2 親会社の「**としさん**」でないこと(会2条15号ハ)

「取締役」「執行役」「支配人」「その他の使用人」であるが、「取」の「と」と「執」「支」「使」の「し」が3つで、「**としさん**」と呼ぶ。

親会社の「**としさん**」は、よくうちの「社内」で見かけるね。社外の人とは思えないよ。

答3 兄弟会社の「**ぎしさん**」でないこと(会2条15号ニ)

兄弟会社の「**ぎしさん**」は、よくうちの会社を手伝ってくれるよね。身内のようなものだよ。

答4 その会社の「**としさん**」の「**配偶者**」又は「**二親等内の親族**」でないこと(会2条15号ホ)

※ 厳密には「近親者」要件としての「その他の使用人」は「その他の**重要な使用人**」に限られている。

うちの会社の「**としさん**」の「**奥さん**」「**お子さん**」「**お孫さん**」も、よくうちの「社内」で見かけるね。奥さんもお子さんもお孫さんも、身内のようなものだよ。

＝ 赤松講師のブラッシュアップ講義 ＝

上記以外に、「親会社等(自然人に限る。)(ex. その会社の議決権の過半数に当たる株式を個人で有する株主)」でないことや「親会社等(自然人に限る。)(ex. 同上)」の配偶者又は二親等内の親族」でないことも社外取締役の要件に含まれています(会2条15号ハホ)。

実践力 PowerUp 講座 「記述編」テキスト サンプル

不動産登記法 第1問 問題

別紙1の登記がされている不動産（以下「甲土地」という。）及び別紙2の登記がされている不動産（以下「乙土地」という。）について、次の【事実関係】に記載された事実に基づき、司法書士法務太郎が依頼を受けて申請した登記の手続について、後記の間1から間5までに答えなさい。

なお、【事実関係】に記載された事実に基づいて登記の申請をすることができないものがある場合には、司法書士法務太郎は関係当事者にその旨を説明した上で、登記の申請をすることができる事実関係に限って、登記の申請を行った。

【事実関係】

- 1 甲山一子は、甲土地の所有者であったが、令和7年2月2日に死亡した。
- 2 亡甲山一子の夫であった甲山一夫は平成25年3月21日に死亡し、亡甲山一子の養子であった甲山二郎は令和7年3月4日に死亡した。
- 3 亡甲山一子、亡甲山一夫及び亡甲山二郎の各親族関係は別紙3のとおりである。
- 4 亡甲山一子を被相続人とする法定相続情報一覧図の写しは別紙4のとおりである。
- 5 亡甲山一子は、平成6年5月5日に住所を福岡市中央区舞亀一丁目2番3号から福岡市中央区五本松一丁目2番3号に移転している。
- 6 亡甲山一子は、別紙5のと通りの自筆証書遺言を残していた。遺言執行者に指定されている民事一郎はその就職を承諾している。別紙5の自筆証書遺言は法令の定めに従い適式に作成されており、検認の手続も経られている。
- 7 令和7年3月20日、司法書士法務太郎は、上記1から6までの事実を聴取し、同日、当該聴取に係る関係当事者全員からこれらの事実に基づいて行うべき登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続について代理することの依頼を受け、同日、当該依頼に係る登記の申請を行った。
- 8 甲土地に隣接する乙土地には通路が開設されており、乙土地の乙区1番で甲土地を要役地とする通行地役権の設定の登記がされている。これは、甲土地の所有者が公道に出るために設定されたものである。
- 9 甲土地には、現在建物は建っておらず、また、現在誰も住んでいない。今後も利用する予定がなかったことから、甲土地の所有者は、株式会社ムーンに対して、令和7年3月31日、上記の通行地役権を放棄する旨の意思表示をした。これに伴い、上記の通行地役権の抹消の登記手続を行うこととなった。
- 10 令和7年4月中頃、株式会社五本松321（本店 福岡市中央区五本松三丁目2番1号）は、甲土地の所有者に対して、新店舗用地として、甲土地を買い取りたいという申出をした。

不動産登記法 第1問 解説

1 所有権登記名義人住所更正の登記

(1) 事実関係

【事実関係】

5 亡甲山一子は、平成6年5月5日に住所を福岡市中央区舞亀一丁目2番3号から福岡市中央区五本松一丁目2番3号に移転している。

(2) なされている登記

- 「錯誤」を原因として「1番所有権登記名義人住所更正」の登記がなされている。
- 住所移転日が「平成6年5月5日」、登記の受付年月日が「平成6年5月6日」であるため、原始的な誤りとして、「変更」ではなく「更正」となる。

2 遺贈と相続の登記

(1) 事実関係

【事実関係】

6 亡甲山一子は、別紙5のと通りの自筆証書遺言を残していた。遺言執行者に指定されている民事一郎はその就職を承諾している。別紙5の自筆証書遺言は法令の定めに従い適式に作成されており、検認の手続も経られている。

遺言者は、下記の不動産(土地)を長男甲山一郎(昭和40年12月12日生)及び養子甲山二郎の長男甲山大介(平成1年9月9日生)に、各2分の1ずつの割合で相続させる。

(2) 遺言書の解釈

→ 「養子甲山二郎の長男甲山大介(平成1年9月9日生)に相続させる」の部分については、甲山大介は相続人ではないので、「遺贈」と解釈することになる。

cf. たしかに甲山大介は養子縁組「後」の子であるが、そもそも代襲原因(相続開始以前の死亡)が生じていないため、甲山大介が相続人となることはない。

(3) なすべき登記

(a) 1件目

→ 「令和7年2月2日遺贈」を原因として「所有権一部移転」の登記を申請する。

(b) 2件目

→ 「令和7年2月2日相続」を原因として「甲山一子持分全部移転」の登記を申請する。

■関連知識■

□ 「2分の1を相続人Aに相続させ、2分の1をXに遺贈する」旨の遺言書がある場合、遺贈による所有権一部移転の登記を申請した後、相続による持分全部移転の登記を申請する(登研523号)。

商業登記法 第1問 問題

司法書士法務花子は、令和7年2月28日に事務所を訪れた名古屋商事株式会社の代表者から別紙1から別紙5までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙6のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務花子は、名古屋商事株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務花子は、令和7年6月30日に事務所を訪れた合同会社オフィスNAGOYA（旧 合資会社オフィスNAGOYA）の代表者から別紙7から別紙15までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙16のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務花子は、合同会社オフィスNAGOYAの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務花子は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年3月1日及び同年7月1日にそれぞれ登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問6までに答えなさい。

問1 令和7年3月1日に司法書士法務花子が申請した登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 名古屋商事株式会社の代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を答案用紙の第2欄に記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、答案用紙の第2欄に「なし」と記載しなさい。

問3 仮に、令和7年4月1日に次の事実が発生した場合に、名古屋商事株式会社が当該事実に基づいて登記すべき事項があるときは、答案用紙の第3欄に当該登記すべき事項を記載しなさい。登記すべき事項がない場合には、答案用紙の第3欄に「なし」と記載しなさい。

【事実】

名古屋商事株式会社は、有価証券報告書提出会社に該当した。

- ※ 有価証券報告書提出会社
- = 金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社

商業登記法 第1問 解説

1 取締役会設置会社の定めの設定

(1) 取締役会設置会社の定めの設定

イ 決議内容

→ 令和6年12月28日開催の臨時株主総会において、令和7年1月1日を効力発生日として、取締役会設置会社の定めを設定する旨の決議をしている。

ロ 決議要件

→ 議決権を行使できる株主全員が出席し、出席株主全員が賛成しているので、OK。

(2) 代表取締役の選定

イ 決議内容

→ 令和7年1月1日開催の取締役会において、次の者を選定している。

名古屋市中区四の丸四丁目4番4号

代表取締役 A

ロ 決議要件

→ 取締役及び監査役の全員が出席し、出席取締役全員が賛成しているので、OK。

ハ 印鑑証明書

① 代表取締役の選定書に関する印鑑証明書

→ 議事録には変更前の代表取締役の届出印が押印されているので、不要。

② 代表取締役の就任承諾書に関する印鑑証明書

→ Aは新任なので、必要。

(3) 代表取締役の退任

→ 取締役会設置会社は、取締役会の決議により代表取締役を選定しなければならない。

→ 取締役会の決議により、代表取締役に選定されなかったBは退任することになる。

なお、Bが代表取締役の地位を失うのは、取締役会の決議により代表取締役に選定されたAが就任承諾をすることにより代表取締役に就任した時点とされている。

2 監査役会設置会社の定めの設定

(1) 監査役会設置会社の定めの設定

イ 決議内容

→ 令和6年12月28日開催の臨時株主総会において、令和7年1月1日を効力発生日として、監査役会設置会社の定めを設定する旨の決議をしている。

ロ 決議要件

→ 議決権を行使できる株主全員が出席し、出席株主全員が賛成しているので、OK。

(2) 監査役を選任

イ 決議内容

→ 令和6年12月28日開催の臨時株主総会において、令和7年1月1日を効力発生日として、次の者を選任する旨の決議をしている。

監査役（社外監査役） X

監査役（社外監査役） Y

ロ 決議要件

→ 議決権を行使できる株主全員が出席し、出席株主全員が賛成しているので、OK。

ハ 監査役の員数

→ 新たに監査役（社外監査役）を2名選任したことにより、監査役は3名となり、そのうち半数以上に当たる2名が社外監査役であるので、適法である。

ニ 本人確認証明書

→ 新任である次の2名のものが必要。

監査役（社外監査役） X

監査役（社外監査役） Y

実践力 Power Up 講座 学習スケジュール

7月スケジュール案【択一】**通学**

日	月	火	水	木	金	土
20	21	22	23	24	25	26
						民法1 (新宿)
27	28	29	30	31	8/1	8/2
		民法1 (梅田)				民法2 民法3

【択一メインテキスト — 昨年テキストのページ数をベースにした1コマあたりの進度】

民法 約50ページ、 不登 約55ページ、 会社 約55ページ、 商登 約60ページ
 民訴他 約55ページ、 供託他 約55ページ、 憲法 約60ページ、 刑法 約70ページ
 時間が取れる方、時間が取れない方 → 講義で進んだ範囲のAランクBランク論点復習

【過去問レジュメ】

時間が取れる方 → 講義で進んだ範囲の全肢目標

時間が取れない方 → Aランク肢に絞る

【スケジュール例】

土曜日の講義の復習 → 日曜日

火曜日の講義の復習 → 水曜日

月・木・金曜日 → 予備日

8月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	1	2
						民法2 民法3
3	4	5	6	7	8	9
		民法4				民法5 民法6
10	11	12	13	14	15	16
		民法7				民法8 民法9
17	18	19	20	21	22	23
		民法10				民法11 民法12
24	25	26	27	28	29	30
		民法13				民法14 民法15

9月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
8/31	1	2	3	4	5	6
		民法16				民法17 民法18
7	8	9	10	11	12	13
		民法19				民法20 不登1
14	15	16	17	18	19	20
		不登2				不登3 不登4
21	22	23	24	25	26	27
		不登5				不登6 不登7
28	29	30	10/1	10/2	10/3	10/4
		不登8				不登9 不登10

10月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
9/28	9/29	9/30	1	2	3	4
		不登8				不登9 不登10
5	6	7	8	9	10	11
		不登11				不登12 不登13
12	13	14	15	16	17	18
		不登14				不登15 不登16
19	20	21	22	23	24	25
		会社1				会社2 会社3
26	27	28	29	30	31	11/1
		会社4				会社5 会社6

11月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
10/26	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	1
						会社5 会社6
2	3	4	5	6	7	8
		会社7				会社8 会社9
9	10	11	12	13	14	15
		会社10				会社11 商登1
16	17	18	19	20	21	22
		商登2				商登3 商登4
23	24	25	26	27	28	29
		商登5				商登6 商登7

12月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
11/30	1	2	3	4	5	6
		商登8				商登9 商登10
7	8	9	10	11	12	13
		民訴他1				民訴他2 民訴他3
14	15	16	17	18	19	20
		民訴他4				民訴他5 民訴他6
21	22	23	24	25	26	27
		民訴他7				民訴他8 民訴他9
28	29	30	31	1/1	1/2	1/3

1月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
12/28	12/29	12/30	12/31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
		供託他1				供託他2 供託他3
11	12	13	14	15	16	17
		憲法1				憲法2 憲法3
18	19	20	21	22	23	24
		憲法4				刑法1 刑法2
25	26	27	28	29	30	31
		刑法3				刑法4

8月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
						民法1
10	11	12	13	14	15	16
						民法2 民法3
17	18	19	20	21	22	23
		民法4				民法5 民法6
24	25	26	27	28	29	30
		民法7				民法8 民法9

9月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
8/31	1	2	3	4	5	6
		民法10				民法11 民法12
7	8	9	10	11	12	13
		民法13				民法14 民法15
14	15	16	17	18	19	20
		民法16				民法17 民法18
21	22	23	24	25	26	27
		民法19				民法20 不登1
28	29	30	10/1	10/2	10/3	10/4
		不登2				不登3 不登4

10月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
9/29	9/28	9/30	1	2	3	4
		不登2				不登3 不登4
5	6	7	8	9	10	11
		不登5				不登6 不登7
12	13	14	15	16	17	18
		不登8				不登9 不登10
19	20	21	22	23	24	25
		不登11				不登12 不登13
26	27	28	29	30	31	11/1
		不登14				不登15 不登16

11月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
10/26	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	1
						不登15 不登16
2	3	4	5	6	7	8
		会社1				会社2 会社3
9	10	11	12	13	14	15
		会社4				会社5 会社6
16	17	18	19	20	21	22
		会社7				会社8 会社9
23	24	25	26	27	28	29
		会社10				会社11 商登1

12月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
11/30	1	2	3	4	5	6
		商登2				商登3 商登4
7	8	9	10	11	12	13
		商登5				商登6 商登7
14	15	16	17	18	19	20
		商登8				商登9 商登10
21	22	23	24	25	26	27
		民訴他1				民訴他2 民訴他3
28	29	30	31	1/1	1/2	1/3

1月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
12/28	12/29	12/30	12/31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
		民訴他4				民訴他5 民訴他6
11	12	13	14	15	16	17
		民訴他7				民訴他8 民訴他9
18	19	20	21	22	23	24
		供託他1				供託他2 供託他3
25	26	27	28	29	30	31
		憲法1				憲法2 憲法3

2月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		憲法4				刑法1 刑法2
8	9	10	11	12	13	14
		刑法3				刑法4
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2025 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU25139